



精神科看護管理ニュース



Vol. **123**

発行 日本精神科看護協会

2024/09/26

1 令和7年度看護関係予算に関する要望書を提出いたしました

令和6年4月1日より精神科病院における障害者虐待に関する防止措置が施行され、患者への虐待防止対策の徹底に取り組むとともに精神障害を有する方等の権利擁護体制の充実が求められています。精神科看護職は、患者の安全が何よりもまず優先されるべきであることを再認識し、医療に安全文化を根づかせていくことが必要ですが、一方で看護職が業務中に受ける暴言、身体的暴力、性的暴力等の被害が少なからず報告されています。

患者との関係性は、患者の尊厳と権利・価値の保障が基盤となります。患者の尊厳が尊重され、適切なケアが提供されるためには、看護職自身の尊厳も尊重され安全が保障されていることが必要不可欠です。

そこで、令和7年度看護関係予算概算要求について、以下の通り要望いたしました。

1. 精神科医療現場における業務上の危険要因の把握や危険予防対策を検討するための予算措置を講じていただきたい。

精神保健福祉法改正に伴い、精神科病院での虐待防止等の措置について、より一層の体制強化が求められています。私たち精神科看護職（以下、看護職）は、患者の一番身近な医療従事者として患者の安全と人権を守る使命と社会的責務を負っています。一方、以前から看護職が暴力被害を受ける実態が報告されており、ある調査では精神科病院に所属する看護職の68.7%が暴力を受けた経験があると回答していることから、業務上の暴力防止対策が不十分であることが認められます。患者と看護職双方の尊厳と人権並びに安全な環境を保障するためには、暴力リスク対策の向上を図るべきですが、現在の危険予防対策は個別の医療機関に委ねられているため、国や都道府県の施策として具体的な対策を講じる必要があります。

2. 精神科看護職の安全確保と被害を受けた時の対応等のガイドライン作成のための予算措置を講じていただきたい。

看護職は労働者として安全と健康が確保されるとともに、快適な職場環境で働く権利があります。職場の安全確保に関する責務は、医療機関の事業者だけでなく業務従事者にも課せられており、組織が全体で取り組んで初めて効果的な対策となることが示されています。精神科医療では、病状により不穏や興奮状態に至ることで身体的または言葉等の暴力行為に発展してしまうことがあります。その際看護職は、暴力を受けても患者の尊厳と安全を最優先に考え対応しています。（裏面つづき）

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/2

(表面からのつづき)

そのような暴力行為に対する看護職の安全対策や受傷後の看護職のメンタルヘルス支援は、医療機関によってかなりの差が生じています。全国の医療機関の安全衛生水準を均てん化するためには、看護職の安全確保と被害を受けた時の対応等の体制を整備するためのガイドラインが必要です。

3. 精神科看護職が意欲と誇りを持って人間らしく働くことができる職場環境を築くための労働環境改善に向けた普及啓発のための予算措置を講じていただきたい。

本協会は今年度から、患者の意思決定支援や権利擁護をさらに充実させ、精神障害者虐待を徹底的に防止する目的で、「精神科看護職の倫理綱領（倫理指針）」を活用した実践的な倫理教育研修を全国共通した教育内容で実施しており、1年間で約2,500名以上の看護職が受講します。その研修修了者によって実施される施設内研修を含めると年間30,000名以上の看護師が倫理教育研修を受講することになります。

看護職の倫理観は精神科看護の質の基軸であり、倫理的といえる看護活動を知識や技術に内包させる教育は、患者の人権に配慮し意思決定を支援する看護職には欠かせない教育活動です。一方、日々の実務で倫理的感受性を維持することは容易なことではなく、医療機関においては、看護職が互いにサポートし合える組織文化を形成していかなければなりません。そのためには、労務上の管理だけでなく、看護職が抱える業務上のストレス、人間関係の問題などを含めた職場環境の整備が必要不可欠です。看護職が意欲と誇りを持って人間らしく働くことができる職場環境を築くための労働環境改善に向けた普及啓発のための予算を講じていただくよう強く求めます。



自民党看護問題小委員会開催時の様子

要望書の詳しい内容については、日精看ホームページ看護管理者の部屋に掲載している「令和7年度看護関係予算概算要求に関する要望書」からご覧ください。

<https://jpna.jp/kangokanri>



●令和7年度予算概算要求の主要事項
(厚労省資料)

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25syokan/dl/01-02.pdf>



全国47都道府県支部で看護倫理指導者養成研修会を開催中！来年も継続します！

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034